

社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三号

社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

例

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 基本方針（第四条）
- 第三章 設備及び運営に関する基準（第五条—第二十四条）
- 第四章 雜則（第二十五条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第六十八条の五第一項の規定に基づき、社会福祉住居施設のうち、法第二条第三項第八号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用する事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（無料低額宿泊所の範囲）

第三条 無料低額宿泊所は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われていてる場合又は事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、若しくは宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

一次のいずれかに該当するものであること。

- イ 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であつても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。
- ロ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね五十ペーセント以上であり、かつ、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

- ハ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね五十ペーセント以上であり、かつ、利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供し

てること（サービスを提供する事業者と無料低額宿泊所の設置者が異なる場合であつて、当該事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有するときを含む。）。

二 居室使用料が無料又は生活保護法第八条に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第十一条第三号に規定する住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。

第二章 基本方針

第四条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所の設置者は、当該無料低額宿泊所が基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第三章 設備及び運営に関する基準

（構造設備等の一般原則）

第五条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第六条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

（職員等の資格要件）

第七条 無料低額宿泊所の長（以下「施設長」という。）は、法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員（施設長を除く。）が、できる限り法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

3 無料低額宿泊所の職員（施設長を含む。第十七条を除き、以下同じ。）その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者であつてはならない。

（運営規程）

第八条 無料低額宿泊所の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

一 施設の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員

四 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 その他施設の運営に関する重要な事項

2 無料低額宿泊所の設置者は、運営規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出なければならない。

（非常災害対策）

第九条 無料低額宿泊所の設置者は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 無料低額宿泊所の設置者は、非常災害に備えるため、少なくとも一年に一回以上、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

（規模）

第十条 無料低額宿泊所は、五人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

（サテライト型住居の設置）

第十一條 無料低額宿泊所の設置者は、本体となる施設（入居定員が五人以上十人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であつて、利用期間が原則として一年以下のもの（入居定員が四人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね二十分で移動できる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一 第七条第一項の要件を満たす者が施設長のみである場合 四以下

二 第七条第一項の要件を満たす者が施設長のほか一人以上いる場合 八以下

4

無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

一 第七条第一項の要件を満たす者が施設長のみである場合 二十人以下

二 第七条第一項の要件を満たす者が施設長のほか一人以上いる場合 四十人以下

（設備の基準）

第十二条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所の建物は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の規定を遵守するものでなければならない。

3 前項に規定するもののほか、無料低額宿泊所の設置者は、消火器の設置、自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第六十二条第一項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

一 居室

二 炊事設備

三 洗面所

四 便所

五 浴室

六 洗濯室又は洗濯場

5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

一 共用室

二 相談室

三 食堂

6 第四項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、二人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 一の居室の床面積（収納設備が占める面積を除く。）は、七・四三平方メートル以上とすること。ただし、地域の事情によりこれにより難い場合にあつては、四・九五平方メートル以上とすること。

二 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

ホ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

ヘ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

二 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

三 洗面所 入居定員に適したものとし、天井まで達していること。

四 便所 入居定員に適したものとし、天井まで達していること。

五 浴室

イ 入居定員に適したものを設けること。

ロ 浴槽を設けること。

六 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

(職員配置の基準)

第十三条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当事数とし、そのうち一人は施設長としなければならない。

2 無料低額宿泊所が生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下「日常生活支援住居施設」という。）に該当する場合には、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

(入退居)

第十四条 無料低額宿泊所の設置者は、入居予定者の入居に際しては、当該入居予定者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

2 無料低額宿泊所の設置者は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、当該入居者が無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となつたと認められる場合は、当該入居者の希望、当該入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所の設置者は、入居者の退居に係る援助を行うに際しては、法第十四条の規定に基づき都道府県又は市町村が設置する福祉に関する事務所その他の都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第十五条 無料低額宿泊所の設置者は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第七号の費用については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）を受領することができる。

一 食事の提供に要する費用

二 居室使用料

三 共益費

四 光熱水費

五 日用品費

六 基本サービス費

七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

2 前項に掲げる利用料の基準は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定めるとところによる。

一 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に要する費用に相当する金額とすること。

二 居室使用料

イ 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。

ロ イに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。

三 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。

四 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。

五 日用品費 入居者が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。

六 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。

七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

イ 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に該当するものを除く。）に相当する金額とすること。

ロ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

（サービス提供の方針）

第十六条 無料低額宿泊所の設置者は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、当該入居者の心身の状況及び希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもつて生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所の設置者は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所の設置者は、入居者のプライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

（施設長の責務）

第十七条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

第十八条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第十九条 無料低額宿泊所の設置者は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備しておかなければならない。

2 無料低額宿泊所の設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所の設置者は、職員の待遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第二十条 無料低額宿泊所の設置者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(秘密保持等)

第二十一条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所の設置者は、当該無料低額宿泊所の職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第二十二条 無料低額宿泊所の設置者は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所の設置者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所の設置者は、その提供したサービスに関し、県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の設置者は、県からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を県に報告しなければならない。

5 無料低額宿泊所の設置者は、運営適正化委員会が行う法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十三条 無料低額宿泊所の設置者は、入居者に対するサービスの提供により事故が発

生した場合は、速やかに県、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2　無料低額宿泊所の設置者は、前項の事故の状況及び事故に際して採つた処置について記録しなければならない。

- 3　第一項の事故の損害のうち、無料低額宿泊所の設置者が賠償すべきものについては、速やかに賠償しなければならない。

（サテライト型住居に係る設備の基準等）

第二十四条　サテライト型住居は、当該サテライト型住居ごとに第十二条第三項から第五項までに規定する設備の基準を満たさなければならない。

第四章　雑則

（規則への委任）

第二十五条　この条例に定めるもののほか、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この条例は、令和二年四月一日（以下「令和二年施行日」という。）から施行する。ただし、第十一条及び第二十四条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　令和二年施行日において生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十四号。以下「改正法」という。）第五条の規定による改正前の法第六十九条第一項の規定による届出がされている無料低額宿泊所が事業の用に供している建物（基本的な設備が完成しているものを含み、令和二年施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、令和五年三月三十一日までの間、第十二条第六項第一号イ及びニからヘまでの規定は、適用しない。

第三条　令和二年施行日において改正法第五条の規定による改正前の法第六十九条第一項の規定による届出がされている無料低額宿泊所が平成二十七年六月三十日において事業の用に供していた建物（基本的な設備が完成しているものを含み、平成二十七年七月一日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室が、第十二条第六項第一号ハに規定する基準を満たさない場合であつても、次に掲げる要件を満たす場合には、同号ハの規定にかかわらず、当分の間、当該居室を無料低額宿泊所の居室として利用に供することができる。

一　居室の床面積（収納設備が占める面積を除く。）が、三・三平方メートル以上であること。

二　入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第十二条第六項第一号ハに規定する基準を満たさないことを記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。

- 三 無料低額宿泊所には、入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができ
る収納設備を設けていること。
- 四 第十二条第五項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所には、共用室を設けている
こと。
- 五 居室の床面積の改善についての計画を、県と協議の上作成すること。
- 六 前号の規定により作成した計画を知事に提出するとともに、段階的かつ計画的に第
十二条第六項第一号ハに規定する基準を満たすよう必要な改善を行うこと。
2 無料低額宿泊所の設置者は、前項第六号の規定により提出した計画に基づき、居室の
床面積について必要な改善が図られない限り、当該無料低額宿泊所に新たな居室を増築
してはならない。